

桑野社労士&FP事務所だより

平成30年10月10日

第103号

〒614-8093 京都府八幡市八幡三本橋 18-169 若ビル 1階

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

E-mail kuwano@cosmos.ocn.ne.jp HP www.kuwano.biz

平成30年度京都府最低賃金

10月1日から、1時間 882円に

平成30年度の京都府の最低賃金は、次のとおりです(カッコ内は、発効日)。

京都府最低賃金	882円(H30.10.1)
---------	----------------

特定(産業別)最低賃金は、次のとおりです。

産業	時間額 (発効日)
金属製品製造業(金属素形材製品、ボルト・ナット、小ねじ等製造業)	902円 (H29.12.21)
電気機械器具製造業(電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具等)	900円 (H29.12.21)
輸送用機械器具製造業(建設機械・鉱山機械製造業)	907円 (H29.12.21)
各種商品小売業(衣食住にわたる商品を一括して一事業場で小売りする)	882円 (H30.10.1)
自動車(新車)小売業	
印刷業	882円 (H30.10.1)
はん用・生産用等機械器具製造業	
自動車小売業	882円

最低賃金のチェック方法

1. 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

2. 日給の場合

日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

3. 月給の場合

月給 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

4. 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間で除した金額 \geq 最低賃金額(時間額)

適用される対象者

地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼び方に関係なく、働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

一方、特定(産業別)最低賃金は、特定の産業の基幹的労働者とその使用者に対して適用されます(18歳未満又は65歳以上の方、雇入れ後一定期間未満の技能習得中の方、その他当該産業に特有の軽易な業務に従事する方などには適用されません)。

最低賃金を下回る賃金で雇える場合

最低賃金を一律に適用すると、かえって雇用機会を狭める恐れがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件に、個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

1. 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
2. 試みの試用期間中の方
3. 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち、厚生労働省令で定める方
4. 軽易な業務に従事する方
5. 断続的労働に従事する方



最低賃金の減額の特例許可を受けたい場合は、使用者は最低賃金の減額の特例許可申請書2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出する必要があります。

(裏面に続く)

労働基準法 1

先月号まで20回にわたり、「労働基準法」を解説してきました。しかし、労働法ほど、労働の現場とかけ離れた法律はないと言われていました。今月号から、再度「労働基準法」をより分かりやすく解説します。

労働基準法は労働者に最も身近な法律

いわゆる労働三法(労働基準法、労働組合法、労働関係調整法)は、労働者の権利を守る中心的な存在です。なかでも労働基準法は、私たちにとって最も身近で大切な法律です。

それは、労働基準法は労働者の個人的な権利を、直接守っているからです。例えば、一日の労働時間の上限をはじめ、賃金の支払方法や解雇・退職についてのルール、休みについての決まり等、基本的な労働条件についての基準を定めています。



しかもこの基準は、強行法規といって、全ての企業が守らなければならない、これを守らなければ、罰則が科されます。労働基準法第1条は、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」となっています。

この規定は、基本的人権を保障する憲法第22条の職業選択の自由、第25条の生存権、第27条の勤労権、第28条の労働基本権を踏まえたものです。そして、均等待遇、男女同一賃金、強制労働・中間搾取の禁止、賃金のルール、労働契約、解雇のルール、労働時間の上限、休憩・休日、残業、安全衛生、労働災害などについて、定めています。

労働基準法は、労働条件の最低基準

労働基準法が定める労働条件は、「最低のもの」とされています(第1条第2項)。1日8時間という労働時間の上限について、勝手に9時間にすることはできませんし、労働基準法で定める基準に達しない部分の労働契約は無効とされ(第13条)、労働基準法の既定=1日8時間が自動的に適用されることとなります。すなわち、労働基準法は、個々人の意思に関わらず適用される「強行法規」です。

また、所定労働時間が1日7時間と定めている会社は、「労基法で8時間まで認められているから」と、労働時間を延長することはできません。労働基準法の基準を理

由として、労働条件を低下させてはなりません(第1条第2項)。さらに、使用者は、労働条件の向上に努める義務もあります(同項)。

(次号に続く)

事務所からひとこと



私は現在、週2回京都市の福祉事務所に年金検討員として出務している。その福祉事務所の20代の若手職員・男女3人が、9月15~16日に高島市に来てくれ、一緒に湖西を観光した。

まず、JR近江今津に10時過ぎに集合し、今津港から船で竹生島へ。あいにくの小雨模様で、残念ながら船からの視界は悪かった。しかし、竹生島に着く頃には雨も上がり、宝巖寺——三重塔——観音堂(西国33所観音霊場)——都久夫須神社本殿——舟廊下——竜神拝所(かわらけ投げ)を見て回った。昼食は“近江ちゃんぽん”にし、概ね好評だった。そして、マキノ高原——メタセコイヤ並木を廻り、この日は我が別宅に宿泊してもらった。

翌日は8時過ぎに出発し、今大人気の「びわ湖テラス」へ。早く出たおかげで、2番目のロープウェイ(120人乗り)に乗れた。本来であれば、眼下に琵琶湖の雄大なパノラマが楽しめるどころだが、この日も霧に邪魔をされた。しかし、そのうちにうっすらと晴れ間が出て、その一端を楽しむことができた。

私は定年退職後開業し、社労士という資格のお陰で、様々な方との出会いがあります。今回も、社労士として開業していなければ、出会うことがないような若者と、楽しい旅をすることができた。

日々、感謝なり。